



池田市公報

第104号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 瀧澤 智子
 編集 総合政策部 法制課

令和4年2月1日発行

目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ 池田市いじめ重大事態第三者調査委員会条例	2
○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3
○ 池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例	4
○ 市立池田病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	7
○ 池田市水道事業給水条例及び池田市下水道条例の一部を改正する条例	7
○ 共同利用施設条例の一部を改正する条例	7
○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	8
<u>規 則</u>	
○ 池田市立保育所の跡地活用に係る保育施設設置運営者選考委員会規則	8
○ 池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則	9
○ 池田市職員安全衛生規則の一部を改正する規則	9
○ 池田市公印規則の一部を改正する規則	10
○ 池田市財務規則の一部を改正する規則	10
○ 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	11
○ 池田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則	11
○ 児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	15
○ 池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	15
○ 池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	15
○ 池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	16
○ 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	17
○ 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	18
○ 池田市における大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による認定申請に関する細則の一部を改正する規則	18
<u>池田病院</u>	
○ 市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程	19
<u>上下水道部</u>	
○ 池田市上下水道庁舎管理規程の一部を改正する規程	20
○ 池田市上下水道部企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程	20
<u>教育委員会</u>	
○ 池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則	20

本号には、令和3年10月2日から令和4年1月1日までに公布をした条例及び規則のほか、池田病院及び上下水道部の規程並びに教育委員会の規則を掲載しています。

条 例

池田市いじめ重大事態第三者調査委員会条例をここに公布する。

令和3年12月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第27号

池田市いじめ重大事態第三者調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、教育委員会に池田市いじめ重大事態第三者調査委員会（以下「第三者委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 第三者委員会は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）に係る事実関係を明確にするための調査（以下単に「調査」という。）及び審議を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(委員)

第3条 第三者委員会の委員（以下「委員」という。）は、調査の対象となる重大事態ごとに5人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 医療、心理学、福祉等について識見を有すると教育委員会が認める者

3 委員の任期は、委嘱の日からその委嘱に係る事務が終了する日までとする。

(部会)

第4条 第三者委員会は、2件以上の重大事態に係る調査、審議及び報告（以下「調査等」という。）を並行して行う場合は、重大事態ごとに部会を置く。

2 部会を構成する委員は、当該部会に係る重大事態について委嘱された委員とする。

3 部会の決議は、これをもって第三者委員会の決議とする。

(会長等)

第5条 第三者委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により部会を置いている場合は、部会ごとに部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 会長（前条第1項の規定により部会を置いている場合は、部会長。次項、次条第1項及び第10条第1項並びに附則第2項において同じ。）は、会務を総理し、第三者委員会（前条第1項の規定により部会を置いている場合は、部会。次条、第7条、第8条第2項及び第3項並びに第10条第1項並びに附則第2項において同じ。）を代表する。

4 副会長（前条第1項の規定により部会を置いている場合は、副部会長。附則第2項において同じ。）は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長及び副会長の職にある委員はその委嘱に係る重大事態の調査等を部会において行うときはそれぞれその属する部会の部会長及び副部会長の職に、部会長及び副部会長の職にある委員はその属する部会が解消した後引き続きその委嘱に係る重大事態の調査等を第三者委員会において行うときはそれぞれ会長及び副会長の職に就くものとする。ただし、その職を退くことを妨げない。

(会議)

第6条 第三者委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 第三者委員会の会議は、委員（部会の会議にあつては、当該部会に属する委員。次項及び第10条第1項において同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 第三者委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第三者委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 第三者委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、第三者委員会の会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(調査補助員)

第8条 第三者委員会は、調査を補助させるために必要な調査補助員を置くことができる。

2 調査補助員は、第三者委員会が適当と認めた者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 調査補助員は、第三者委員会の指示により調査を補助し、必要があるときは、その補助した調査の結果を第三者委員会に報告するものとする。

4 調査補助員の任期は、委嘱の日からその委嘱に係る事務が終了する日までとする。

(秘密保持義務)

第9条 委員及び調査補助員（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第10条 委員等の報酬の額は、その勤務1時間につき11,000円とする。ただし、第三者委員会の会議（調査により収集した情報の検証に係るものを除く。）に出席する場合の委員の報酬の額は、その1回につき、会長にあっては9,400円とし、会長以外の委員にあっては8,200円とする。

2 委員等については、前項に定めるもののほか、池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和39年池田市条例第26号）第7条の規定にかかわらず、同条例の規定を適用する。

（庶務）

第11条 第三者委員会の庶務は、教育部教育センターにおいて処理する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、第三者委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第5条第4項の規定により副会長が会長の職務を代理する場合を除く。）における第三者委員会の会議は、教育委員会が招集する。

（池田市いじめ等生徒指導課題対策専門家委員会条例の一部改正）

3 池田市いじめ等生徒指導課題対策専門家委員会条例（平成26年池田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第28条第1項」を削る。

第2条第1号を削り、同条第2号中「法第2条第3項」を「同条第3項」に、「法第2条第4項」を「同条第4項」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「その他いじめ」を「前号に掲げるもののほか、いじめ」に改め、「ため」の次に「の対策に関し」を加え、同号を同条第2号とする。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第28号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

池田市国民健康保険条例（昭和35年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

第10条の3中「第17条の2」の次に「及び第17条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第13条の5の2中「第17条の2」の次に「及び第17条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第17条の2の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第17条の2の2を第17条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第17条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎課額の被保険者均等割額は、第13条第1項又は第13条の4の規定による基礎課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

2 市長は、前項の規定による未就学児の被保険者均等割額を決定したときは、当該額について速やかに告示しなければならない。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「基礎課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第13条の4」とあるのは「第13条の5の5第1項又は第13条の5の8」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎課額の被保険者均等割額は、第13条第1項又は第13条の4の規定による基礎課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 市長は、前項の規定による未就学児の被保険者均等割額を決定したときは、当該額について速やかに告示しなければならない。

- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第13条の4」とあるのは「第13条の5の5第1項又は第13条の5の8」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、同年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の第7条第1項の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に被保険者が出産した場合について適用し、同日前に被保険者が出産した場合については、なお従前の例による。
- この条例による改正後の第17条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第29号

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例（平成21年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「第3項」を「第5項」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同項の表を次のように改める。

項	区分		金額
	建築をしようとする住宅	床面積の合計	
1	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（新築基準が適用されるものに限る。）	—	13,000円
2	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（増改築基準が適用されるものに限る。）	—	17,400円
3	確認書等が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下この条において同じ。）（新築基準が適用されるものに限る。）	500平方メートル以下のもの	21,300円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	35,300円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	55,200円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	97,500円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	163,400円
		10,000平方メートルを超えるもの	279,700円
4	確認書等が交付された共同住宅等（増改築基準が適用されるものに限る。）	500平方メートル以下のもの	29,600円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	49,900円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	77,000円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	136,400円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	228,000円
		10,000平方メートルを超えるもの	387,200円
5	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外の一戸建ての住宅等（新築基準が適用されるものに限る。）	—	73,600円

6	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外の一戸建ての住宅等（増改築基準が適用されるものに限る。）	—	108,700円
7	確認書等が交付された共同住宅等以外共同住宅等（新築基準が適用されるものに限る。）	500平方メートル以下のもの	130,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	207,000円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	408,100円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	730,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1,255,000円
		10,000平方メートルを超えるもの	2,323,700円
8	確認書等が交付された共同住宅等以外共同住宅等（増改築基準が適用されるものに限る。）	500平方メートル以下のもの	192,700円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	307,300円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	606,300円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1,085,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1,865,500円
		10,000平方メートルを超えるもの	3,453,000円

備考

- 「床面積の合計」とは、当該申請に係る住宅の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところにより算定した床面積をいう。以下この表、次項の表備考第1項各号、第3項の表備考第1号及び第4項の表備考第1項第1号において同じ。）の合計（当該住宅が建築物の部分である場合は、当該住宅を有する建築物の床面積の合計）とする。
- 「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書とする。
- 「併用住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分及び人の居住の用に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち人の居住の用以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下のものとする。
- 「一戸建ての住宅等」とは、一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものをいう。）又は併用住宅とする。

第3条第6項中「左欄」を「中欄」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表3の項、4の項、8の項又は9の項に掲げる区分に該当する場合で、変更の内容が認定した住宅の住戸全体に及ばないときの手数料の額は、当該同表の右欄に掲げる金額を認定した住宅の全ての住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を100円に切り上げた額）に変更の認定の申請をする住戸の数を乗じて得た額（その額が当該同表の右欄に掲げる金額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる金額）とする。

第3条第6項の表を次のように改める。

項	区分		金額
	変更をしようとする住宅	床面積の合計	
1	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（新築基準が適用されるものに限る。）	—	1,900円
2	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（増改築基準が適用されるものに限る。）	—	2,700円
3	確認書等が交付された共同住宅等（新築基準が適用されるものに限る。）	500平方メートル以下のもの	3,700円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	6,500円

		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	9,500円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	17,500円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	29,800円
		10,000平方メートルを超えるもの	49,300円
4	確認書等が交付された共同住宅等（増改築基準が適用されるものに限る。）	500平方メートル以下のもの	5,600円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	9,900円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	14,300円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	26,300円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	44,800円
		10,000平方メートルを超えるもの	74,100円
5	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外の一戸建ての住宅等（新築基準が適用されるものに限る。）	—	12,700円（法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更にあつては、2,300円）
6	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外の一戸建ての住宅等（増改築基準が適用されるものに限る。）	—	18,900円（法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更にあつては、2,300円）
7	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同住宅等（法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合に限る。）	—	2,300円
8	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同住宅等（7の項に掲げる区分に該当するものを除き、新築基準が適用されるものに限る。）	500平方メートル以下のもの	23,300円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	37,700円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	73,800円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	134,500円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	233,800円
		10,000平方メートルを超えるもの	431,600円
9	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同住宅等（7の項に掲げる区分に該当するものを除き、増改築基準が適用されるものに限る。）	500平方メートル以下のもの	35,100円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	56,600円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	110,900円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	201,800円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	350,800円
		10,000平方メートルを超えるもの	647,500円

備考 第1項の表備考の規定は、この表についても適用する。

第3条第7項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同条に次の2項を加える。

- 9 法第18条第1項の規定による許可の申請にあつては、160,000円の手数料を申請の際に申請者から徴収する。
- 10 法第5条第1項から第5項までの規定による認定、法第8条第1項の規定による変更の認定、法第10条の承認又は法第18条第1項の規定による許可を受けた住宅で、当該認定、変更の認定、承認又は許可を受けているものであることの証明の申請にあつては、1,000円の手数料を申請の際に申請者から徴収する。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

市立池田病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第30号

市立池田病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

市立池田病院事業の設置等に関する条例（昭和41年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号を次のように改める。

(5) 腎臓内科

第3条第2項中第23号を第28号とし、第20号から第22号までを5号ずつ繰り下げ、第19号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24)放射線治療科

第3条第2項中第18号を第22号とし、第11号から第17号までを4号ずつ繰り下げ、第10号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14)乳腺・内分泌外科

第3条第2項中第9号を第12号とし、第6号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の3号を加える。

(6) 脳神経内科

(7) 血液内科

(8) 糖尿病・内分泌内科

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

池田市水道事業給水条例及び池田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第31号

池田市水道事業給水条例及び池田市下水道条例の一部を改正する条例

(池田市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に改める。

(池田市下水道条例の一部改正)

第2条 池田市下水道条例（昭和42年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定により同法第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者による納付の方法による水道料金及びメーター料並びに公共下水道の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

共同利用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第32号

共同利用施設条例の一部を改正する条例

共同利用施設条例（昭和44年池田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「共同利用施設」の次に「（共同利用施設池田市立協塚会館及び共同利用施設池田市立桃園南会館（以下「直営施設」という。）を除く。）」を加える。

第5条中「指定管理者」の次に「（直営施設にあつては、市長。第10条及び第11条において同じ。）」を加え、「管理に」を「管理運営に」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第33号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年池田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条の2の2を第17条の3とし、同条の次に1条を加える改正規定中「10分の5を乗じて得た額」の次に「（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を、「割合を乗じて得た額」の次に「（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

池田市立保育所の跡地活用に係る保育施設設置運営者選考委員会規則をここに公布する。

令和3年10月8日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第52号

池田市立保育所の跡地活用に係る保育施設設置運営者選考委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、同条例別表に規定する池田市民間委託等事業者選考委員会の担当事務に該当する事項を所掌する附属機関として設置する池田市立保育所の跡地活用に係る保育施設設置運営者選考委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に対して答申するものとする。

- (1) 池田市立保育所の跡地を活用して保育施設を設置し、及び運営する事業者（以下「保育施設設置運営者」という。）の選考基準の策定に関すること。
- (2) 保育施設設置運営者の候補者の審査に関すること。
- (3) 保育施設設置運営者の選考に関すること。

（委員）

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童福祉及び社会福祉の分野において専門的な知識又は経験を有する者
- (2) 児童の福祉の増進を図るための活動を行う者
- (3) 会計に関して識見を有する者
- (4) 児童福祉行政を担当する副市長

3 委員は、前条の規定による答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、会長が会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども・健康部子ども・若者政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により副会長が会長の職務を代理する場合を除く。）における会議は、市長が招集する。

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月19日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第53号

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則（平成27年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。
様式第1号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第54号

池田市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

池田市職員安全衛生規則（昭和49年池田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第6条中「第11条に定める」を「第11条第1項に規定する」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「職員安全衛生委員会」を「池田市職員安全衛生委員会」に改める。

第7条中「第4条第2項に定める」を「第4条第2項において準用する安全衛生規則第3条に規定する」に改める。

第12条第1項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第13条中「第12条に定める」を「第12条第1項に規定する」に改め、「の各号」を削る。

第14条中「第7条第3項に定める」を「第7条第2項において準用する安全衛生規則第3条に規定する」に改める。

第18条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第19条第2項中「前項各号」を「安全衛生規則第14条第1項各号」に、「市長又は」を「市長若しくは」に、「若しくは助言する」を「、若しくは助言する」に改める。

第31条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「第43条及び第44条各号」を「第43条各号及び第44条第1項各号」に改め、同条第2項中「第5号」の次に「まで」を加える。

第34条中「前条」を「前条第2項」に、「あたり」を「当たり」に、「の一」を「のいずれか」に改める。

第36条の見出しを「（復職の手続）」に改め、同条第1項中「長期療養者」の次に「（前条第4号に該当して休職し、又は同条第1号から第3号までに該当して引き続き3週間を超え勤務しない職員に限る。第3項において同じ。）」を加え、「回復し、職務

に従事する」を「回復して復職する」に、「産業医（休職又は引き続き3週間を超え勤務しない職員以外にあっては主治医）」を「主治医」に改め、同条第2項中「前項の」を「総括安全衛生管理者は、前項の規定による申出があった」に、「において総括安全衛生管理者は産業医」を「は、産業医」に、「すみやかに職場復帰又は」を「速やかに」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる職員」を「長期療養者」に、「前項による」を「前項の」に、「職務」を「、職務」に改める。

第38条中「職員健康診断個人票」を「一般職員定期健康診断個人票」に改め、「及び」を削る。

第41条第1項中「（以下「委員会」という。）」を削り、同条第2項中「前項の委員会」を「池田市職員安全衛生委員会の組織、運営その他必要な事項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の第36条の規定による申出をした職員に係る復職については、なお従前の例による。

池田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月18日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第55号

池田市公印規則の一部を改正する規則

池田市公印規則（昭和37年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の1一般公印の表池田市立ひかりこども園之印の項中「方1. 8種」を「方3. 0種」に改め、同表池田市立ひかりこども園長之印の項中「方1. 8種」を「方2. 1種」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月14日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第56号

池田市財務規則の一部を改正する規則

池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第31条の2を次のように改める。

（指定納付受託者による納付）

第31条の2 納入義務者は、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に市の歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。次項第2号において同じ。）の納付を委託することができる。

2 法第231条の2の3第2項に定めるもののほか、市長は、指定納付受託者を指定したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 指定納付受託者に指定した期間
- (2) 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定により同法第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者による納付については、なお従前の例による。

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月15日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第57号

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4級の項中「及び図書館副館長」を「、図書館副館長及び石橋図書館副館長」に改め、同表の6級の項中「石橋プラザ館長」を「石橋図書館長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第58号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第59号

池田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

池田市危険物の規制に関する規則（昭和51年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

法第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮の貯蔵又は取扱いの承認の申請における省令第1条の6に規定する申請書の提出部数は、2部とする。

第2条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める書類

第2条第3項を次のように改める。

3 消防長は、第1項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、承認をしたときは危険物仮貯蔵・仮取扱い承認書（様式第1号）に、承認をしないときは危険物仮貯蔵・仮取扱い不承認書（様式第2号）に、当該申請書のうち1部を添付して当該申請書を提出した者に交付するものとする。

第2条第4項中「第1項の」を「前項の規定により」に、「掲示板（様式第3号）」を「様式第3号による掲示板」に改め、「規定する」の次に「注意事項を表示した」を加える。

第3条を次のように改める。

（製造所等の設置又は変更の許可）

第3条 法第11条第1項前段の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置の許可（以下「設置許可」という。）の申請において提出する省令第4条第1項に規定する申請書には、政令第6条第2項の規定により添付しなければならない書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 法第11条第1項後段の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可（以下「変更許可」という。）の申請（移動タンク貯蔵所（政令第2条第6号に規定する移動タンク貯蔵所をいう。以下同じ。）の位置に係るものを除く。）において提出する省令第5条第1項に規定する申請書には、政令第7条第2項の規定により添付しなければならない書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 移動タンク貯蔵所の位置に係る変更許可の申請において提出する省令第5条第1項に規定する申請書には、政令第7条第2項の規定により添付しなければならない書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 設置許可（変更許可を受けたことがある場合にあっては、直近に受けた変更許可）を証する書類（当該書類に添付して交付された書類（移動タンク貯蔵所の位置に係る書類を除く。）を含む。）、完成検査済証（政令第8条第3項に規定する完成検査済証をいう。以下同じ。）及びタンク検査済証（政令第8条の2（政令第8条の2の2において準用する場合を含む。）に規定するタンク検査済証をいう。以下同じ。）の原本又は写し（本市の区域内における変更にあつては、これらの書類の写し）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、前3項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、設置許可又は変更許可をしたときは許可証（様式第4号）を、設置許可又は変更許可をしないときは不許可書（様式第5号）を当該申請書を提出した者に交付するものとする。この場合におい

て、当該許可証又は不許可書には、当該申請書のうち1部を添付する。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

省令第5条の2に定めるもののほか、法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認（以下「仮使用承認」という。）の申請において提出する省令第5条の2に規定する申請書には、仮使用作業明細書（様式第6号）及び図面を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、仮使用承認をしたときは危険物製造所等仮使用承認書（様式第7号。以下「仮使用承認書」という。）を、仮使用承認をしないときは危険物製造所等仮使用不承認書（様式第8号。以下「仮使用不承認書」という。）を当該申請書を提出した者に交付するものとする。この場合において、当該仮使用承認書又は仮使用不承認書には、当該申請書のうち1部を添付する。

第4条第3項を削り、同条第4項中「第1項の承認」を「仮使用承認」に改め、「うち」を削り、「掲示板（様式第8号）」を「様式第9号による掲示板」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第1項中「前条の仮使用の承認」を「仮使用承認」に、「仮使用の承認」を「当該仮使用承認」に改め、同条第2項中「仮使用の承認」を「規定により仮使用承認」に改め、「取消し」の次に「をしたとき」を加え、「様式第9号）を交付して行う」を「様式第10号）を交付する」に改める。

第8条を削る。

第7条の見出しを「（製造所等の軽微な変更）」に改め、同条第1項を次のように改める。

変更許可を必要としない製造所等における軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）をしようとする者は、当該軽微な変更をしようとする日までに、製造所等の軽微な変更届出書（様式第14号）2部を市長に提出しなければならない。

第7条第2項中「前項の届出書」を「製造所等の軽微な変更届出書」に、「作業明細書」を「軽微な変更作業明細書」に改め、同項各号中「軽易な」を「軽微な」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「の一に該当する」を「に掲げる」に、「掲げる様式による」を「定める」に、「により」を「2部を」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条第1号中「とき」を「場合」に、「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条第2号中「とき」を「場合」に、「危険物製造所等／休止／再使用／届出書（様式第11号）」を「危険物製造所等休止・再使用届出書（様式第12号）」に改め、同条第3号中「とき（仮使用承認を受けた場合は）」を「場合（これについて変更許可を受け、又は次条の規定による届出をした場合は）」に、「様式第12号」を「様式第13号」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（変更許可及び仮使用承認の同時申請）

第6条 変更許可及び仮使用承認の同時申請における省令第5条の3に規定する申請書の提出部数は、2部とする。

2 第3条第2項、第3項及び第4項前段並びに第4条第1項及び第2項前段の規定は、前項の申請書による申請について準用する。

3 前項において準用する第3条第4項前段の規定により交付する許可証又は不許可書及び前項において準用する第4条第2項前段の規定により交付する仮使用承認書又は仮使用不承認書には、その申請において提出された第1項の申請書のうち1部を添付するものとする。

第9条から第11条までを次のように改める。

（設置者の氏名等の変更）

第9条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は、製造所等の設置者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、危険物製造所等設置者の氏名、名称、住所変更届出書（様式第16号）2部を市長に提出しなければならない。

（製造所等の用途廃止）

第10条 法第12条の6の規定による製造所等の用途の廃止の届出における省令第8条に規定する届出書の提出部数は、2部とする。

2 前項の届出書には、当該製造所等に係る許可証及び完成検査済証（タンク検査済証の交付を受けている場合にあっては、許可証、完成検査済証及び当該タンク検査済証）を添付しなければならない。この場合において、これらの書類を紛失し、又は滅失したことにより添付できないときは、その理由を記載した書類を当該添付できない書類の代わりに添付しなければならない。

（危険物保安監督者の選任又は解任）

第11条 法第13条第2項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出における省令第48条の3第1項に規定する届出書の提出部数は、2部とする。

2 前項の届出書のうち選任に係るものには、当該危険物保安監督者が交付を受けている危険物取扱者免状の写しを添付しなければならない。

第14条を削る。

第13条の見出し中「の申請等」を削り、同条第1項中「により、休止中」を「による休止中」に、「期間の延長の承認を受けようとする者は、省令別記様式第43に規定する申請書2通を市長に提出しなければならない」を「期間延長の承認の申請における同条第4項に規定する申請書の提出部数は、2部とする」に改め、同条第2項中「省令第62条の5の3第3項の申請に対する承認又は不承認は、前項の申請書のうち1通に」を「市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、承認をしたときは」に、「様式第21号）又は」を「様式第22号）に、承認をしないときは」に、「様式第22号）を添付し、前項の者に対して交付して行う」を「様式第23号）に、その申請において提出された申請書のうち1部を添付して当該申請をした者に交付する」に改め、同条第3項中「第1項の」を「前項の規定により」に、「様式第23号）」を「様式第24号）2部」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し中「の申請等」を削り、同条第1項中「により、休止中」を「による休止中」に、「期間延長の承認を受けようとする者は、省令別記様式第42に規定する申請書2通を市長に提出しなければならない」を「期間延長の承認の申請における同条第4項に規定する申請書の提出部数は、2部とする」に改め、同条第2項中「省令第62条の5の2第3項の申請に対する承認又は不承認は、前項の申請書のうち1通に」を「市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、承認をしたときは」に、「様式第18号）又は」を「様式第19号）に、承認をしないときは」に、「様式第19号）を添付し、前項の者に対して交付して行く」を「様式第20号）に、その申請において提出された申請書のうち1部を添付して当該申請をした者に交付する」に改め、同条第3項中「第1項の」を「前項の規定により」に、「様式第20号）」を「様式第21号）2部」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（予防規程の認可）

第12条 市長は、法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可の申請があった場合は、これを審査し、認可をしたときは予防規程認可証（様式第17号）に、認可をしないときは予防規程不認可書（様式第18号）に、その申請において提出された申請書のうち1部を添付して交付するものとする。

第17条を第18条とする。

第16条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第17条とする。

第15条の見出しを「（危険物等の収去）」に改め、同条中「様式第28号）を」を「様式第27号）を当該」に改め、同条を第16条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（移動タンク貯蔵所の完成検査の合格に係る証明）

第15条 法第11条第5項の完成検査に合格した移動タンク貯蔵所について、当該完成検査の合格の証明を受けようとする者は、移動タンク貯蔵所完成検査合格証明申請書（様式第25号）2部を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、移動タンク貯蔵所完成検査合格証明申請書の提出があったときは、移動タンク貯蔵所完成検査合格証明書（様式第26号）に、当該移動タンク貯蔵所完成検査合格証明申請書のうち1部を添付して当該提出をした者に交付するものとする。

様式第1号（その1）を次のように改め、同様式を様式第1号とする。

（様式 略）

様式第1号（その2）を削る。

様式第2号中「

危険物	仮貯蔵 仮取扱い
-----	-------------

、不承認書」を「危険物仮貯蔵・仮取扱い不承認書」に、「付」を「付け」に改める。

様式第4号中「第3条」の次に「、第6条」を加え、「付受付」を「付け受付」に、「あつた」を「あつた」に改める。

様式第5号中「第3条」の次に「、第6条」を加え、「不許可証」を「不許可書」に、「付受付」を「付け受付」に改める。

様式第6号中「作業明細書」を「仮使用作業明細書」に、「（電話 番）」を「TEL」に改める。

様式第14号を削る。

様式第13号中「第7条」を「第8条」に、「製造所等の軽易な変更届出書」を「製造所等の軽微な変更届出書」に、「池田市長様」を「（宛先）池田市長」に改め、「@」を削り、「あつては」を「あつては」に、「名称、代表者氏名」を「主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第12号中「第6条」を「第7条」に、「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に、「住所（電話 氏名

番）住所
TEL」を氏名に、「

（電話 番）

」を「

TEL

」に、「あつては」を「あつては」に、
@」 TEL」

「名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地」を「主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第11号中「第6条」を「第7条」に、「

危険物製造所等	休止 再使用
---------	-----------

届出書」を「危険物製造所等休止・再使用届出書」に、

「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に、「住所（電話 番）住所
氏名 @」を氏名に、「あつては」を「あつて
TEL」

は」に、「名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地」を「主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第10号中「第6条」を「第7条」に、「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に、「住所（電話 氏名

番）住所
TEL」を氏名に、「日 前
@」 TEL」を氏名に、「日 午後
後」に、「あつてはその名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地」を

「あつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名」に改め、同様式を様式第11号とする。
様式第9号中「付」を「付け」に改め、同様式を様式第10号とし、様式第8号を様式第9号とする。
様式第7号中「第4条」の次に「、第6条」を加え、「付」を「付け」に改め、同様式を様式第8号とする。
様式第6号の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第15号中「第7条」を「第8条」に、「作業明細書」を「軽微な変更作業明細書」に、「(電話 番)」を「(TEL)」に改める。

様式第16号及び様式第17号を次のように改める。

(様式 略)

様式第25号を削る。

様式第24号中「第14条」を「第15条」に、「完成検査等合格証明申請書」を「移動タンク貯蔵所完成検査合格証明申請書」

「
に、「池田市消防長 様」を「(宛先)池田市消防長」に改め、「(電話 番)」を削り、
下記のとおり相違ないことを
氏名 「 氏名
を TEL に改め、「@」を削り、「あつ
証明願います。」 下記のとおり相違ないことを証明願います。」

てはその名称、代表者氏名主たる事務所の所在地」を「あつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第23号中「第13条」を「第14条」に、「休止中の地下埋設配管の再開届出書(漏れの点検期間延長)」を「休止中の地下埋設配管の再開届出書」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に、「電話」を「TEL」に改め、「@」を削り、「名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地」を「主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第22号中「第13条」を「第14条」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第21号中「第13条」を「第14条」に、「第62条の5の3第2項ただし書」を「第62条の5の3第3項」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第20号中「第12条」を「第13条」に、「休止中の地下貯蔵タンク等の再開届出書(漏れの点検期間延長)」を「休止中の地下貯蔵タンク等の再開届出書」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に、「電話」を「TEL」に改め、「@」を削り、「名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地」を「主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第19号中「第12条」を「第13条」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第18号中「第12条」を「第13条」に、「第62条の5の2第2項ただし書」を「第62条の5の2第3項」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第17号の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第26号中「第14条」を「第15条」に、「完成検査合格証明書」を「移動タンク貯蔵所完成検査合格証明書」に、「あつては」を「あつては」に、「名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地」を「主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名」に改める。

様式第27号を削る。

様式第28号中「第15条」を「第16条」に改め、「@」を削り、同様式を様式第27号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第1号(その1)及び様式第1号(その2)による書類の取扱いは、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)による書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第60号

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和60年池田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1（注）第4項第2号中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に開始する助産の実施について適用し、同日前に開始した助産の実施については、なお従前の例による。

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第61号

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例施行規則（昭和35年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「16,000円」を「12,000円」に改め、同条第2項中「出産育児一時金支給申請書」を「、出産育児一時金支給申請書」に改め、同条第3項中「にいう」を「の規定による」に、「4ヶ月」を「4か月」に改める。

第18条第2項中「第17条の2の2第2項」を「第17条の3第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第11条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に被保険者が出産した場合について適用し、同日前に被保険者が出産した場合については、なお従前の例による。

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第62号

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和2年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8号」を「第10号」に改め、「ものを除く。）」の次に「に限る。」を加え、同項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 出産する予定が6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内にある女子の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (9) 女子の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

第9条第2項中「第4号及び第5号」を「第2号及び第3号」に、「とし、第6号」を「、第4号」に、「とし、第7号」を「、第5号」に、「とし、第11号」を「、第9号」に改め、「ものを除く。）」の次に「に限る。」を加え、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「第5号ア」を「第3号ア」に、「同条第1号」を「同法第6条の4第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号中「第7号」を「第5号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とし、第7号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第2号」を「第1項第8号及び第9号」に改め、同条第4項中「第2項第4号及び第5号」を「第2項第2号及び第3号」に改め、同項ただし書中「同項第4号又は第5号」を「同項第2号及び第3号」に改め、同条第5項中「第2項第6号」を「第2項第4号」に、「同項第7号」を「同項第5号」に改め、同条第6項中「第2項第7号」を「第2項第5号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の第9条第2項第1号の規定により与えた休暇のうち同日以後の期間に係るものについてはこの規則による改正後の同条第1項第8号の規定により与えた休暇と、同日前にこの規則による改正前の同条第2項第2号の規定により与えた休暇のうち同日以後の期間に係るものについてはこの規則による改正後の同条第1項第9号の規定により与えた休暇とみなす。

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第63号

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

池田市建築基準法施行細則（平成14年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第53条中「第11条の3第3項に規定する」を「第11条の3第1項各号に掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の」に改める。

第54条第1項中「省令第11条の3第1項各号に掲げる書類（以下「」及び「」という。）」を削る。

様式第6号中「池田市建築主事 様」を「(宛先)池田市建築主事」に改め、「〔法人にあつては、名〕」、「㊟」及び「氏名」を削る。

名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第7号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に、「(築造主)氏名 印」を「(築造主)氏名」に、「工事監理者 住所 氏名 印」を「工事監理者 住所 氏名」に、「ください・」を「ください。」に改める。

様式第8号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に、「(築造主)氏名 印」を「(築造主)氏名」に、「(変更後)氏名 印」を「(変更後)氏名」に、「ください・」を「ください。」に改める。

様式第13号及び様式第14号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「〔法人にあつては、名〕」、「㊟」及び「氏名」を削る。

び「氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第14号の2中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、「印」を削る。

様式第15号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、「〔法人にあつては、名〕」、「㊟」及び「氏名の記載」を削る。

を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第16号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「〔法人にあつては、名〕」、「㊟」及び「氏名の記載を自署」を削る。

で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第17号中「池田市建築主事様」を「(宛先)池田市建築主事」に改め、「〔法人にあつては、名〕」及び「㊟」を削り、「第27条」を「第28条」に改め、「氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第18号中「建築主事 様」を「(宛先)池田市建築主事」に改め、「㊟」を削る。

様式第19号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「〔法人にあつては、名〕」、「㊟」及び「氏名の記載」を削る。

載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第20号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「〔法人にあつては、名〕」及び「㊟」を削り、「氏名」を削る。

名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

を「取下げの手續を代理人に委任する場合は、委任状を下げ手續を代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。」を削る。

添付してください。」に改める。

様式第21号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に、住所〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕印を「住所氏名」に、電話「氏名」に改める。

様式第22号中「報告者氏名」印を「報告者氏名」に、「調査者氏名」印を「調査者氏名」に改める。
様式第23号及び様式第24号中「報告者氏名」印を「報告者氏名」に、「検査者氏名」印を「検査者氏名」に改める。

様式第25号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「印」を削る。

様式第26号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕」、「@」及び「氏名の

記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)による書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第64号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年池田市規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「@」を削り、「1 申請者」を「申請者」に改め、「2 申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)」の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第8号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「@」を削り、「(注意)4.」を「(注意)3.」に改める。

様式第11号中「第8条」を「第9条」に、「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「@」及び「2 認定建築主の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)」の記載を自署で行う場合においては、押印を削り、「3 新築等」を「2 新築等」に、

「4 今後」を「3 今後」に改める。

様式第12号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「@」を削る。

様式第13号中「池田市長様」を「(宛先)池田市長」に改め、「@」を削り、「池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」を「池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則」に改め、「2 認定建築主の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)」の記載を自署で行う場合においては、押印を削り、「3 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」を「2

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)による書類は、この規則によ

る改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第65号

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年池田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に改め、「㊟」を削り、「1 提出者」を「提出者」に改め、「2 提出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第2号中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に改め、「㊟」を削り、「1. 特定建築物」を「特定建築物」に改め、「2. 特定建築物の建築主等が氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第10号中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に改め、「㊟」を削り、「1 申請者」を「申請者」に改め、「2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第13号中「㊟」を削り、「第5面まで及び」を「第4面まで及び」に、「2. ㊸」を「2. ㊹」に改める。

様式第15号中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に改め、「㊟」を削り、「第14条第1項」を「第14条第1項第1号」に改め、「2. 認定建築主の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合に
新築等」に、「4. 今後」を「3. 今後」に改める。

新築等」に、「4. 今後」を「3. 今後」に改める。

様式第16号中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に改め、「㊟」を削り、「第14条第1項」を「第14条第1項第1号」に改める。

様式第17号中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に改め、「㊟」を削り、「第14条第2項」を「第14条第1項第2号又は第2項」に、「1. 認定建築主」を「認定建築主」に改め、「2. 認定建築主の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第18号中「㊟」を削り、「取りやめた」を「取りやめる」に改め、「2. 認定建築主の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

氏名）の記載を自署で行う場合に
を削り、「3. 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「2. 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」に改める。

様式第21号中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に改め、「㊟」を削り、「1 申請者」を「申請者」に改め、「2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第27号中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に改め、「㊟」を削り、「1. 建築物」を「建築物」に改め、「2. 建築物の所有者が氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市における大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による認定申請に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第66号

池田市における大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による認定申請に関する細則の一部を改正する規則

池田市における大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による認定申請に関する細則（平成21年池田市規則第34号）の一

部を次のように改正する。

題名及び第1条中「第29条」を「第31条」に改める。

第2条第1項中「府条例第29条」を「府条例第31条」に、「大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による特別特定建築物認定申請書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物認定申請書」に改め、同条第4項中「第29条第1項」を「第31条第1項」に、「大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による特別特定建築物認定通知書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物認定通知書」に、「大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による特別特定建築物不認定通知書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物不認定通知書」に改める。

様式第1号中「大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による特別特定建築物認定申請書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物認定申請書」に、「池田市長 様」を「(宛先) 池田市長」に、「氏 名

「第1項」 「第1項」
印)を「氏名」に、第29条 を 第31条 に改め、「氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を第2項」 第2項)

省略することができます。」を削る。

様式第2号中「大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による特別特定建築物認定通知書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物認定通知書」に、「第29条の規定による認定申請」を「第31条の規定による認定申請」に、「府条例第29条」を「府条例第31条」に改める。

様式第3号中「大阪府福祉のまちづくり条例第29条の規定による特別特定建築物不認定通知書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物不認定通知書」に、「第29条の規定による認定」を「第31条の規定による認定」に、「府条例第29条」を「府条例第31条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)による書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池 田 病 院

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和3年12月23日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第4号

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程(平成18年池田市病院管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

分娩料	時間別	市内患者	市外患者
	時間内	1回 46,000	1回 66,000
	時間外	1回 58,000	1回 78,000
	深夜・休日	1回 70,000	1回 90,000

を

分娩料	時間別	市内患者
	時間内	1回 42,000
	時間外	1回 54,000
	深夜・休日	1回 66,000

市外患者
1回 62,000
1回 74,000
1回 86,000

に改め、同表備考中「16,000円を超えない額」を「12,000円」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

上 下 水 道 部

池田市上下水道庁舎管理規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和4年1月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第1号

池田市上下水道庁舎管理規程の一部を改正する規程

池田市上下水道庁舎管理規程(昭和62年水道管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

池田市上下水道部企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和4年1月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第2号

池田市上下水道部企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

池田市上下水道部企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成21年上下水道管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

本則中「池田市職員休暇規則(昭和50年池田市規則第35号)」の次に「又は池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和2年池田市規則第36号)」を加える。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

池田市教育長 田 渕 和 明

池田市教育委員会規則第22号

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則(令和3年池田市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第22条」を「第23条」に改める。

第33条を第34条とする。

第32条中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第33条とする。

第31条中「結婚休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加え、同条を第32条とする。

第30条第1項中「年次休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加え、同条を第31条とする。

第29条中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条を第30条とし、第26条から第28条までを1条ずつ繰り下げる。

第25条中「第22条」を「第23条」に改め、同条を第26条とし、第19条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第18条第4項中「第13条第2項から第4項」を「第8条第3項から第5項」に、「育児参加休暇」を「出生サポート休暇」に改め、同条を第19条とする。

第17条第3項中「第13条第2項から第4項」を「第8条第3項から第5項」に、「育児参加休暇」を「出生サポート休暇」に改め、同条を第18条とする。

第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第13条第2項を次のように改める。

2 第8条第3項から第5項までの規定は、前項の休暇に準用する。この場合において、同条中「出生サポート休暇」とあるのは「育児参加休暇」と読み替えるものとする。

第13条第3項及び第4項を削り、同条を第14条とする。

第12条中「第23条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、

第7条の次に次の1条を加える。

(出生サポート休暇)

第8条 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1の年度につき5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日)以内で必要と認める期間の出生サポート休暇を与えることができる。

2 職員は、前項の休暇を請求しようとするときは、診察券、領収書その他の不妊治療の内容が分かる書類を提出しなければならない。

3 出生サポート休暇の単位は、1日、半日又は1時間(育児短時間勤務職員等で1日の勤務時間が4時間又は4時間45分であるものにあつては、1日又は1時間)とする。

4 前項の半日を単位とする出生サポート休暇は、2回をもって1日とし、1時間を単位とする出生サポート休暇は、8時間をもって1日とし、4時間をもって半日とする。

5 勤務の都合その他の理由により前2項の規定によりがたい職員の出生サポート休暇の取得単位は、教育委員会が別に定める。

附則第2項中「第15条」を「第16条」に改める。

別表第2中「第20条」を「第21条」に改める。

別表第3中「第22条」を「第23条」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。